

<重要事項（説明書）別紙>

特別養護老人ホームみやざわ苑（空床利用型）短期入所利用料金表

（適用 令和6年4月1日）

1. 利用負担金

（表示は**1割負担**です。「介護保険負担割合証」に2割と記載されている場合は、2倍の負担額。3割と記載されている場合は、3倍の負担額となります。）

1) 予防給付（介護予防短期入所生活介護費）

	要支援1	要支援2
1割負担	529円	656円

2) 介護給付（短期入所生活介護費）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	704円	772円	847円	918円	987円

2. 滞在費

利用者負担段階 （1日の負担額）	第1段階	第2段階	第3段階①・②	第4段階
	880円	880円	1,370円	2,066円

「介護保険負担限度額認定証」をお持ちのかたは、認定証に記載されている負担額です。

3. 食費

- ・利用者負担第4段階のかたは、※朝食400円、昼食650円、夕食600円です。
- ・利用者負担第1～3段階のかたは、朝食400円、昼食550円、夕食495円です。
- ・「介護保険負担限度額認定証」の1日の食費の合計額と、認定証記載の負担限度額を比較して少ない金額となります。

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	※第4段階
300円	600円	1,000円	1,300円	1日あたりの食費 合計額最大1,650円

4. サービス提供体制及び利用者の状況により上記サービス費用に加算される金額

（表示は**1割負担**です。「介護保険負担割合証」に2割と記載されている場合は、2倍の負担額。3割と記載されている場合は、3倍の負担額となります。）

区分	1日の単位	要件等
送迎加算	184円	片道1回毎
機能訓練体制加算	12円	常勤の機能訓練指導員を配置
看護体制加算Ⅰ (介護給付者のみ)	4円	常勤の看護職員を1名以上配置
看護体制加算Ⅱ (介護給付者のみ)	8円	看護職員を基準より1人以上配置

夜勤職員配置加算Ⅱ (介護給付者のみ)	18円	夜勤を行う介護職員・看護職員の最低基準を1人以上多く配置
夜勤職員配置加算	20円	上記に追加し、喀痰吸引が実施できる介護福祉士等を1名配置している場合
医療連携強化加算	58円	看護体制加算Ⅱを算定のうえ、看護職員の定期的な巡視や、主治医と連絡が取れない場合の取り決め等を事前に行い、急変時の医療提供の方針について合意を得ている場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間を限度)	200円	認知症の行動・心理症状のため在宅での生活が困難と医師が判断した者を緊急に受入れ
若年性認知症利用者受入加算	120円	厚生労働大臣が定める基準に沿った若年性認知症利用者の受入れ (※認知症行動・心理症状緊急対応加算算定の場合は算定しない)
緊急短期入所受入加算	90円	居宅サービス計画にない緊急的な受入れ
在宅中重度者受入加算	421円 417円 413円 426円	普段利用の訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合 看護体制加算Ⅰを算定している場合 看護体制加算Ⅱを算定している場合 看護体制加算ⅠⅡいずれも算定している場合 看護体制加算を算定していない場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円	介護職員総数のうち介護福祉士が80%以上
介護職員処遇改善加算		基準に適合した介護職員の賃金の改善等を事業所が実施した場合、基本サービス費と適合するすべての加算の合計の8.3%を加算

※あなたの支払う負担金は、毎月25日までに支払いいただきます。

社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

利用者負担額軽減対象要件に該当するかた及び生活保護を受給されているかたは、申請により利用者負担の軽減を受けることができます。なお、負担額は「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」に記載されている軽減割合に基づいた金額になります。